

フェリシアこども短期大学 障害学生支援に関する基本方針

フェリシアこども短期大学（以下、「本学」という）は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の法令の定めに基づき、修学意思を持つ学生が、障害があることによって修学の機会を損なうことのないよう以下の方針で支援を行う。

（機会の確保）

障害のある入学志願者及び本学に在籍する障害のある学生が、障害を理由に受験や修学を断念することがないように、受験及び修学の機会の確保に努める。

（支援の内容）

保育者養成機関として適切な教育の質を保証する範囲において、入学試験、正課の授業、大学行事、修学支援等、個々のニーズに応じた支援を行う。具体的には、情報収集の保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価等の配慮を行う。

（支援の体制）

障害学生による支援の申し出に対し、ダイバーシティ推進室が中心となり、担任、学生支援委員会、その他関係各部署が連携しながら、個別に支援を決定する。

（合意の形成）

ダイバーシティ推進室は、障害学生に対して支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図る。

（研修）

障害の特性及び障害に伴う困難と支援方法に関する研修等を実施し、学生・教職員の理解の向上に努める。

（施設等の環境整備）

障害学生が、安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、キャンパス内の施設・設備及び掲示物等の環境整備に努める。

（情報公開）

障害のある入学志願者及び本学に在籍する障害のある学生に対する支援方針や受け入れ体制等について情報公開を行う。

以上